

指導検査基準（指定介護予防福祉用具貸与事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっているか。</p>	法第115条の3第1項 条例第112号第237条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概況説明 ・ 定款、寄附行為等 ・ 運営規程 ・ パンフレット等
第2 人員に関する基準	<p>1 福祉用具専門相談員の員数</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。</p> <p>ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業所と指定介護予防福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、上記の員数を満たすものとみなすことができる。</p> <p>① 指定福祉用具貸与事業者</p> <p>② 指定特定福祉用具販売事業者</p> <p>③ 指定特定介護予防福祉用具販売事業者</p>	法第115条の4第1項 条例第112号第238条 第1項、2項 規則第142号第60条 第1項、第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員勤務表 ・ 常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・ 各種免許証及び修了証 ・ 職員の履歴書 ・ 雇用契約書

	<p>(2) 介護予防福祉用具貸与は、福祉用具の選定に当たり福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われているか。</p> <p>(3) 福祉用具専門相談員は、次の各号のいずれかに該当するものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健師 ② 看護師 ③ 准看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧ 義肢装具士 ⑨ 介護員養成研修修了者（介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級及び2級課程の修了者に限る。） ⑩ 福祉用具専門相談員指定講習の課程修了者 <p>2 管理者</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>施行令第3条の2第1項</p> <p>施行令第3条の2第1項 規則第22条の31第1項</p> <p>条例第112号第239条第1項、第2項</p>	<p>・職員勤務表</p>
--	---	---	---------------

<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>1 設備及び備品等</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。</p> <p>(2) (1)の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 福祉用具の保管のために必要な設備</p> <p>イ 清潔であること。</p> <p>ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。</p> <p>② 福祉用具の消毒のために必要な器材</p> <p>当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第196条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって(1)及び(2)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>法第115条の4第2項 条例第112号第240条</p> <p>規則第142号第61条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 事業所の平面図 ・ 設備、備品台帳 ・ 業者との委託契約書 ・ 保管に関する記録 ・ 消毒に関する記録
--------------------	--	--	---

<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 指定予防介護福祉用具貸与事業所の管理者は、指定予防介護福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定予防介護福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定予防介護福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定予防介護福祉用具貸与事業所の従業者に、基準「第12章第4節運営に関する基準」及び「第2章第5節介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>2 運営規程</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ その他運営に関する重要事項</p> <p>3 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防福祉用具貸与を提供できるよう、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めてい</p>	<p>条例第112号第248条 準用（第52条第1項）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第52条第2項）</p> <p>条例第112号第241条</p> <p>条例第112号第248条 準用（第101条第1項） 規則第142号第248条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織図、組織規程 ・ 運営規程 ・ 職務分担表、辞令 ・ 業務報告書・業務日誌等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程、重要事項説明書、契約書、契約書別紙等 ・ 指定申請書及び変更届（控） <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則 ・ 運営規程 ・ 雇用契約書、辞令
--------------------	--	---	---

	<p>るか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者によって指定介護予防福祉用具貸与を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>5 提供拒否の禁止</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定介護予防福祉用具貸与の提供を拒んでいないか。</p> <p>6 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防福祉用具貸与事業者等の紹介その</p>	<p>準用（第102条第1項） 規則第142号第248条 準用（第102条第2項）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第12条）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第13条）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第14条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務表（原則として月ごと） ・ 運営規程 ・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意に関する記録 ・ （利用申込受付簿） ・ （サービス提供依頼書） ・ 連絡に関する記録 ・ 紹介に関する記録
--	--	--	--

	<p>他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>7 受給資格等の確認</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定介護予防福祉用具貸与を提供するように努めているか。</p> <p>8 要支援認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>9 心身の状況等の把握</p>	<p>条例第112号第248条 準用（第15条）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第16条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票 ・ 利用者に関する記録 ・ 利用者に関する記録
--	--	---	---

	<p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>10 介護予防支援事業者等との連携</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>11 介護予防サービス費の支給を受けるための援助</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を区市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために</p>	<p>条例第112号第248条 準用（第17条）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第18条第1項）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第18条第2項）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第19条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 (・介護予防支援経過) (・サービス担当者会議の要点) (・サービス担当者に対する照会 (依頼) 内容) ・情報提供者に関する記録 ・相談等に関する記録 ・(利用者の届出書) ・介護予防サービス計画書(1) (2)
--	---	---	---

	<p>必要な援助を行っているか。</p> <p>12 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防福祉用具貸与を提供しているか。</p> <p>13 介護予防サービス計画等の変更の援助 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>14 身分を証する書類の携行 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の名称、当該専門相談員等の氏名の記載があるか。</p> <p>15 サービスの提供の記録 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定介護予防福祉用具貸与について法第 53 条第 4 項の規定により利</p>	<p>条例第112号第248条 準用（第20条）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第21条）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第22条） 施行要領第4の1 参照（第3の1の3の(12)）</p> <p>施行要領第4の1 参照（第3の1の3の(12)）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第23条第1項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス計画書(1)(2) ・週間サービス計画表 ・サービス提供票、別表 ・利用者に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス計画書(1)(2) ・サービス提供票、別表 （変更の確認） ・利用者に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・業務マニュアル ・実態確認（身分証等） <ul style="list-style-type: none"> ・実態確認（身分証等） <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供票、別表 ・介護予防サービス計画書(1)(2)
--	---	--	---

	<p>用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <p>16 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1) (2) の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額以外の費用の額の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>② 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措</p>	<p>条例第112号第248条 準用（第23条第2項）</p> <p>条例第112号第242条第1 項</p> <p>条例第112号第242条第2 項</p> <p>条例第112号第242条第3 項 規則第142号第62条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務日誌（サービス提供記録） ・ サービス提供票、別表 ・ 領収書控 ・ 運営規程（利用料その他の費用の確認） ・ サービス提供票、別表 ・ 領収書控 ・ 重要事項説明書 ・ 運営規程（実施区域の確認） ・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意に関する記録
--	---	---	---

	<p>置に要する費用</p> <p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。</p> <p>(6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、施行規則第 85 条において準用する第 65 条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(7) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法第 53 条第 7 項において準用する法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防福祉用具貸与について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第 53 条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載してい</p>	<p>条例第112号第242条 第4項</p> <p>条例第112号第269条 第5項</p> <p>法第53条第7項 第248条準用（第41条第8 項）</p> <p>施行規則第85条 第248条準用（第65条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意に関する記録 ・ 領収証控 ・ 中止に関する記録 ・ 領収証控 ・ 領収証控
--	--	---	---

	<p>るか。</p> <p>16 保険給付の請求のための証明書の交付 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>17 利用者に関する区市町村への通知 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定介護予防福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>18 適切な研修の機会の確保 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。</p>	<p>条例第112号第276条 第248条準用（第25条）</p> <p>条例第112号第276条 第248条準用（第27条）</p> <p>条例第112号第243条 施行要領第11の3の3の(8) 施行要領第4の1 参照（第3の11の3の(5)）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供証明書控 (介護給付費明細書代用可) ・ 区市町村に送付した通知に係る記録 ・ 研修受講修了証明書等 ・ 研修計画・出張命令書 ・ 研修会資料
--	--	--	---

	<p>19 福祉用具の取扱種目</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。</p> <p>20 衛生管理等</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。</p> <p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3)の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>条例第112号第244条</p> <p>条例第112号第245条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目録等 ・ 従業者の健康診断に関する記録 ・ 消毒方法の標準作業書 ・ 業者との委託契約書 ・ 業務規程等 ・ 確認の結果に関する記録
--	--	---	--

	<p>21 掲示及び目録の備え付け</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。</p> <p>22 秘密保持等</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>23 広告</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>条例第112号第246条</p> <p>条例第112号第248条 準用（第31条第1項）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第31条第2項）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第31条第3項）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第32条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 重要事項説明書 ・ 備え付けの目録等 ・ 同意に関する記録 ・ 就業時の取り決め（誓約書）等の記録 ・ 利用者（家族）の同意に関する記録 ・ 実際に利用者及び家族の個人情報が使用された文書等（会議資料等） ・ パンフレット等 ・ ポスター等 ・ 広告（チラシ）
--	---	--	--

	<p>24 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>25 苦情処理</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護予防福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護予防福祉用具貸与に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区市町村に報告</p>	<p>条例第112号第248条 準用（第33条）</p> <p>条例第112号第248条 準用（第34条）</p> <p>施行要領第4の1 参照（第3の1の3の(23)の ②）</p>	<p>・ 運営規程</p> <p>・ 苦情に関する記録</p> <p>・ 市町村からの指導等に関する記録</p>
--	--	--	--

	<p>しているか。</p> <p>(6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護予防福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(7) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6) の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>26 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>27 会計の区分</p>	<p>条例第112号第248条 準用（第36条）</p> <p>施行条例第11の11の3の (8) 準用（第3の1の3の (25)の③）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 連絡マニュアル等 ・ 事故に関する記録 ・ 損害賠償に関する記録
--	--	--	--

<p>第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p>	<p>条例第112号第248条 準用（第37条）</p> <p>平13老振発18</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計関係書類
	<p>28 記録の整備</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>①介護予防福祉用具貸与計画</p> <p>②本基準12の(2)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③本基準21の(4)に規定する結果等の記録</p> <p>④本基準15に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤本基準26の(2)に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥本基準27の(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>条例第112号第247条1項</p> <p>条例第112号第247条2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員名簿、設備台帳 ・ 備品台帳、会計関係書類 ・ 各種保存書類 ・ 福祉用具貸与計画 ・ サービス提供の記録 ・ 福祉用具の保管・消毒の業務委託契約に係る確認・指示の記録 ・ 区市町村への通知に係る記録 ・ 苦情対応に関する記録 ・ 事故対応に関する記録
	<p>1 指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する</p>	<p>条例第112号第249条1項</p> <p>条例第112号第249条2項</p>	

	<p>指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。</p> <p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努め、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービスを提供しないよう配慮しているか。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針</p> <p>福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、本基準の第1の1に規定する基本方針及び本基準の第5の1に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。</p>	<p>条例第112号第249条3項</p> <p>条例第112号第249条4項</p> <p>条例第112号第250条</p> <p>条例第112号第250条第1号</p>	<p>・使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等に関する記録</p> <p>・取扱説明書</p>
--	---	--	---

	<p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。</p> <p>(5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（当該福祉用具の製造事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。</p> <p>自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄・点検等）について十分説明しているか。</p> <p>(6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせた場合においても、福祉用具専門相談員が責任</p>	<p>条例第112号第250条第2号</p> <p>条例第112号第250条第2号</p> <p>条例第112号第250条第3号</p> <p>条例第112号第250条第4号</p> <p>施行要領第4の11の3の(2)の②</p> <p>条例第112号第250条第5号</p>	<p>・点検に関する記録</p>
--	--	---	------------------

	<p>をもって修理後の点検を行っているか。</p> <p>特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実にしているか。</p> <p>3 介護予防福祉用具計画の作成</p> <p>(1) 福祉用具専門相談員は、上記 2 (1) に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与（福祉用具利用）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容（具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等）、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画（各事業所ごとに定めるもの）を作成しているか。その他、関係機関で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載しているか。</p> <p>なお、指定特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は、指定特定介護予防福祉用具販売の基準に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成されているか。</p> <p>(2) 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されているか。</p> <p>なお、介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p>	<p>施行要領第4の11の3の(2)の③</p> <p>条例第112号第251条第1項 施行要領第4の3の11の(3)の①</p> <p>条例第112号第251条第2項 施行要領第4の3の11の(3)の②</p>	<p>・介護予防福祉用具貸与計画</p> <p>・特定介護予防福祉用具貸与計画 ・介護予防サービス計画</p>
--	--	--	---

	<p>(3) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(4) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(5) 福祉用具専門相談員は、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状態等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等について、必要に応じて当該計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこととなっているが、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、計画に定める計画期間が終了するまでに少なくとも1回はモニタリングを行っているか。</p> <p>(6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録により、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。</p> <p>(7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っているか。</p> <p>(8) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の変更を行う際も、上記(1)から(4)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>条例第112号第251条第3項 施行要領第4の3の11の(3)の③</p> <p>条例第112号第251条第4項 施行条例第4の3の11の(3)の④</p> <p>条例第112号第251条第5項 施行条例第4の3の11の(3)の④</p> <p>条例第112号第251条第6項 施行条例第4の3の11の(3)の④</p> <p>条例第112号第251条第7項 施行条例第4の3の11の(3)の④</p> <p>条例第112号第251条第8項</p>	
--	--	---	--

<p>第6 変更の届出等</p>	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第115条の5第1項</p> <p>法第115条の5第2項</p>	<p>・指定申請書及び変更届（控）</p>
<p>第7 介護給付費の算定及び取扱い</p>	<p>1 介護予防福祉用具貸与費の単位数の算定</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業所において、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）としているか。</p> <p>2 搬出入に要する費用の取扱い</p> <p>搬出入に要する費用は、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価していないか。</p> <p>ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第24号）に所在する場合には、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定介護予防福祉用具貸与事業者の通常の事業</p>	<p>平18厚労告127別表の11</p> <p>平18厚労告127別表の11の注1</p>	<p>・サービス提供票・別表</p> <p>・給付管理表</p> <p>・介護給付費請求書</p> <p>・介護給付費明細書</p> <p>・サービス提供証明書</p> <p>・「福祉用具貸与サービスコード表」参照</p>

	<p>の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。</p> <p>3 中山間地域等における小規模事業所の評価</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり実利用者数が5人以下）に適合する指定介護予防福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。</p> <p>4 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の</p>	<p>平18厚労告127別表の11の注2</p> <p>平12厚告26の七十四</p> <p>平18厚労告127別表の11の注3</p>	
--	---	--	--

	<p>3分の1に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。</p> <p>5 要支援者に対する取扱い</p> <p>(1) 要支援者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）に規定する車いす等に係る指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、指定介護予防福祉用具貸与費は算定していないか。</p> <p>(2) ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。</p> <p>イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者</p> <p>① 車いす（第1項）、車いす付属品（第2項） 次のいずれかに該当する者</p> <p>（一）日常的に歩行が困難な者</p> <p>（二）日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者</p> <p>② 特殊寝台（第3項）、特殊寝台付属品（第4項） 次のいずれかに該当する者</p> <p>（一）日常的に起きあがり困難な者</p> <p>（二）日常的に寝返りが困難な者</p> <p>③ 床ずれ防止用具（第5項）、体位変換器（第6項） 日常的に寝返りが困難な者</p> <p>④ 認知症老人徘徊感知機器（第11項） 次のいずれにも</p>	<p>平18厚労告127別表の11の注4</p> <p>平12厚告23の六十五</p>	
--	--	---	--

	<p>該当する者</p> <p>(一)意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者</p> <p>(二)移動において全介助を必要としない者</p> <p>⑤ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）（第12項）</p> <p>(一)日常的に立ち上がりが困難な者</p> <p>(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</p> <p>(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p> <p>⑥ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能ものを除く。）（第13項）</p> <p>6 サービス種類相互の算定関係</p> <p>利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防福祉用具貸与費は、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告127別表の11の注5</p>	
--	--	--------------------------	--